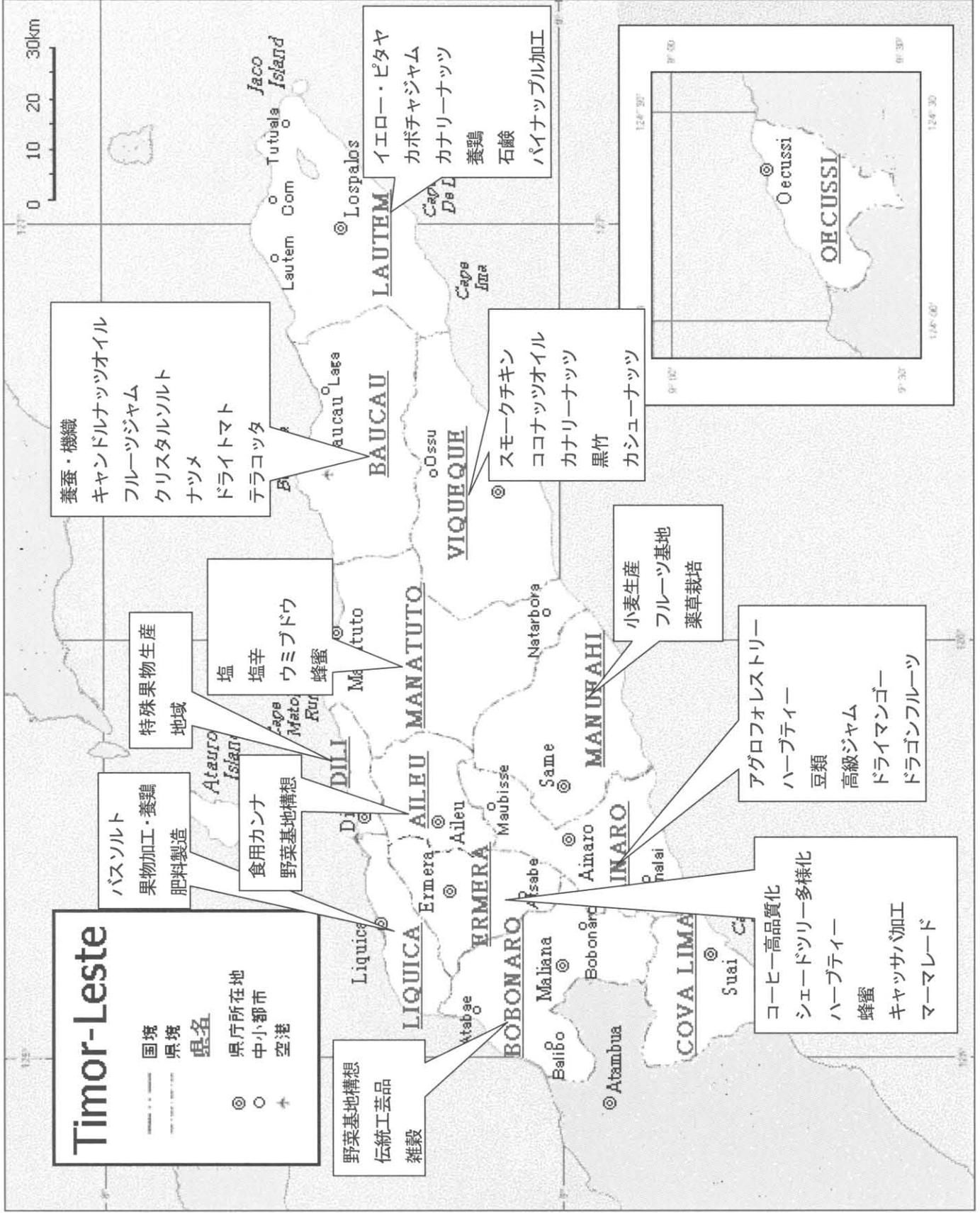


**東ティモール民主共和国
アグリビジネス
プログラム形成調査報告書**

平成17年8月
(2005年)

独立行政法人 国際協力機構
アジア第一部



目 次

地 図

目 次

第1章 調査概要	1
1-1 調査の背景と目的	1
1-2 調査期間及び日程	1
1-3 団員構成	1
1-4 訪問機関、面談者一覧	1
第2章 東ティモールにおけるアグリビジネスの現状	2
2-1 背景	2
2-2 農林水産分野投入計画（MAFF SIP）におけるアグリビジネスの位置づけ	2
2-3 アグリビジネス行政の現状	3
2-3-1 行政機構	3
2-3-2 法制度	4
2-4 他ドナー、NGOのアグリビジネス実施状況	5
第3章 開発調査「農村物市場評価調査」に係る要請内容の検討	7
3-1 他ドナーによる関連調査の現状	7
3-2 パイロットプロジェクト事業案及び候補地の分析	7
3-3 開発調査実施上の問題点と留意事項	7
第4章 アグリビジネスアドバイザー専門家派遣の検討	11
4-1 アグリビジネス将来計画に関する協力全体像	11
4-2 個別専門家要請内容案について	11
付属資料	
1. 調査行程表	15
2. 面談者リスト	16
3. 外国投資法（外資法）	17
4. 国内投資法（内資法）	24

5. NGO 活動一覧表	30
6. 農産物糖度比較表	35
7. プロジェクト事業案及び候補地の検討	38

第1章 調査概要

1-1 調査の背景と目的

東ティモール民主共和国（以下、「東ティモール」と記す）は、地形の急峻さ、森林伐採による表土の流出と土壌劣化、雨期の激しい降雨による土壌浸食や土砂崩れ、また大陸性石灰岩を基岩とするアルカリ性土壌が主たる土壌のため、農業生産力の低い自然環境条件をもっている。また、インドネシア支配から独立への動乱のなかで、一時期農民が農地を離れるといった社会環境条件、独立に伴う行政の規模の縮小による人材の不足などの人的環境条件があり、これらが相まって農業の発展を阻んでいる。現行農業も資源・技術・人材の不足から十分に発達しているとはいえない。主産物であるコーヒーですら採集に近いのが現状である。また、道路等のインフラの不足や市場システムの欠如から流通面での問題も抱えている。

2002年に行われた「農林水産業開発計画調査」の最終報告書でも上記の件は指摘されているが、東ティモール開発パートナー会合において、我が国は、対処方針として主産業である農業及び農村開発に対する支援をあげており、アグリビジネスの促進は、産業育成による経済成長と農民の貧困削減の両観点から重要であると認識されている。また、東ティモール政府の農産物市場評価調査に係る要請書アドバンスによると、(1) 国内販売及び海外への輸出の可能性についての需要調査、(2) 商品化の可能性のある商品作物について、生産・加工技術の導入、政府による普及サービスの強化、起業家育成などをコンポーネントとしたパイロットプロジェクトの実施、(3) アグリビジネスにかかわる東ティモール政府職員的能力強化が要望されている。

本調査においては、東ティモール農業・農村開発分野における情報収集と分析、調査団が作成したアグリビジネス事業案の可能性を検討することを目的としている。

調査にあたっては、既に多くのドナーが東ティモール農業・農村開発セクターに対する援助を行っていることから、主要各ドナーの動向を把握したうえで、事業の重複を避け、連携協調の可能性を検討し、より効果的、効率的な協力体制を構築することをめざす。

1-2 調査期間及び日程

2005年6月21日～7月8日（飯田団員は6月25日まで）。

行程については付属資料「1. 調査行程表」を参照。

1-3 団員構成

担当分野	氏名	所属
協力企画	飯田 鉄二	独立行政法人 国際協力機構 アジア第一部 東南アジア第一チーム
アグリビジネス担当	永田 洋子	独立行政法人 国際協力機構 アジア第一部 東南アジア第一チーム

1-4 訪問機関、面談者一覧

付属資料「2. 面談者リスト」を参照。

第2章 東ティモールにおけるアグリビジネスの現状

2-1 背景

東ティモールでは国民の大半がその生計を大きく農業に頼っており、農村経済が支配的である。人口の4分の3、約63万人が農村部に居住している。特に山間地が多く、浸食の激しいやせた土地であり、雨期と乾期の雨量の変化も激しく、農業が国家の最重要セクターでありながら、農産品の生産性の高い土地ではない。

農業と畜産は、石油以外の国民総生産（GDP）のわずか4分の1を占めるのみである。その大半は穀物生産が占めており、自給用食糧としてトウモロコシ、キャッサバ、コメ、サツマイモなどが生産されている。一方、商品作物としてはコーヒーが大きな位置を占める。農村部では80%の人口が農業に生計を依存しており、この状況は、東ティモールの人々にとって将来においても変わりなく、農業が雇用や収入の大きな源であるだろう。

約90%の農民が家畜を保有しており、多くはニワトリとブタである。牛と水牛の頭数は約25万頭である。しかし、10戸に1戸のみが牛や水牛を保有しているに過ぎない。農業生産に占める家畜セクターの割合は約5%である。しかし、農村部の家計にとって、家畜は土地以外でもてる最も重要な資産という意味がある。

農村部は都市部に比べて実質的に貧困である。27万人の農村部居住者（農村人口の44%）は貧困ライン以下の生計を営んでいる。農村部では1家族が1.2haの土地を保有しており、1人当たりになるとわずか0.4haである。土地保有は広く行き渡っており、わずか6%が土地なし層である。しかし、土地所有は複雑な地代制度の下、不公平に行われており、公的な土地所有権の承認はまだ調整過程にある。

2-2 農林水産分野投入計画（MAFF SIP）におけるアグリビジネスの位置づけ

2002年5月、東ティモール政府は独立と同時に国家開発計画を発表し、同計画を具現化するために、農業・畜産をはじめとした13分野にわたる分野別の中期計画にあたるSector Investment Program（SIP）を2004年8月に発表した。農林水産省（Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries：MAFF）SIPは13プログラムから成り、「農工業促進プログラム」¹のなかでアグリビジネスを促進していくことを位置づけている。

この政策と戦略枠組みのなかで、MAFFは政策方針を次のように設定した。

- ・高地や乾燥地での農業生産性を向上すること。高地農業・乾燥地農業への投資は、少量作物の生産性を向上し、不作の年への備えなど全体的な食の安全保障に貢献する。農村部人口の大半にとっての社会保障を意味するものである。
- ・MAFFの役割は、単に規制や情報を収集する機関といったものを超えるものであることが期待されている。農民やNGO、アグリビジネスを含む非農業分野、地域や村落ベースのグループなどへの基本的サービスを提供する機関としての機能を開発すべきであり、それに合わせ、職員の能力を改善する必要がある。MAFFは農業分野の活動を、より円滑に行うような調整能

1. Promote Vigorous and Profitable Agricultural Industries Program in Agriculture and Livestock Sector

力が必要とされており、NGOやドナーへの事業実施時の村落社会への協調などへのサポートが期待されている。

- ・MAFFの役割として、国内外の市場を視野に入れた産業の振興のための促進役・規制役が求められている。これは従来の生産志向ではなく、市場志向のサービスが求められているといえる。そのためにもMAFF内の技術専門家の育成と情報システムの開発が重要である。現在はコーヒーが最重要輸出品目であるが、将来的には他の品目も可能性がある。
- ・MAFFは、食糧増産・森林修復・水源保護・水産資源管理・生物多様性の保護などの分野において参加型開発や村落開発を採用し、地域社会との協力体制を進めている。
- ・MAFFは、政策や制度、規制、農業や畜産の枠組みなど、開発や改善を継続して行っている。

2-3 アグリビジネス行政の現状

2-3-1 行政機構

東ティモール政府は、2005年7月に分権化と国家開発計画達成に向けた効率化のための新内閣を発表した。新しい体制では、5つの行政地区を管轄する国務長官が置かれているほか、国防長官が大臣へ昇格されている。

MAFFでは2005年8月現在、政府の組織改編を受け、組織の再編と人員配置につき大臣が中心となって取り組んでおり、2005年度²の予算については、昨年度の165万ドルから444万9,000ドルに増えている。MAFFのパーマネントスタッフ319名（うち、本省144名、それ以外は地方事務所勤務）だが、これには森林関係とか漁業関係の地域労働者、運転手、ガードマンも含まれている。

MAFF内にアグリビジネスの振興を目的として、アグリビジネス・ディビジョンという担当部署が設置され、2005年度で4名の人員が認められた（MAFF内のアグリビジネス関連組織図は図2-1のとおり）。

MAFF以外の省庁とのアグリビジネスに関する主管は、MAFFが生産・加工・市場形成支援、検疫制度を担い、開発省³は、国内外投資の振興・規制（国内・外国投資法）、組合の開発、中小企業開発を担っている。

2. 東ティモールの予算年度は、7月から始まり翌年6月までとなっている。

3. 2005年8月の省庁再編のなか、開発環境省が開発省と環境省に分かれる結果となり、投資促進は開発省が担うことになっている。

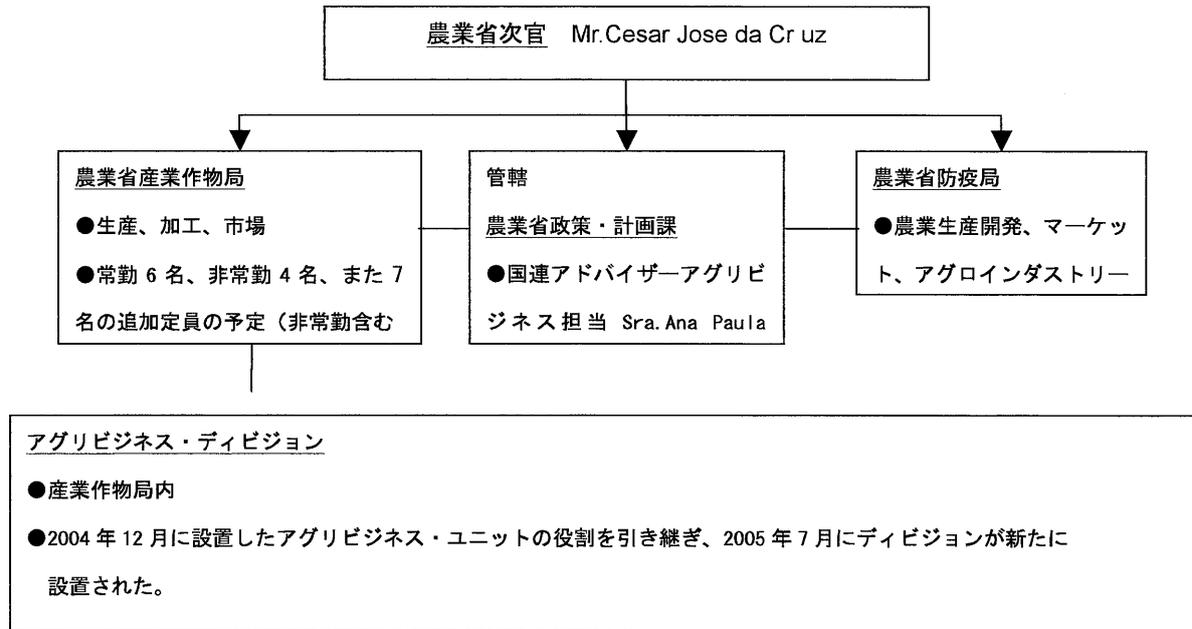


図 2 - 1 MAFF アグリビジネス関連組織図

2 - 3 - 2 法制度

2005年5月27日に国会にて外国投資法（外資法）（付属資料「3. 外国投資法（外資法）」参照）及び国内投資法（内資法）（付属資料「4. 国内投資法（内資法）」参照）が承認された。アグリビジネスに関連した外国投資法に関する主な点は次のとおり。また、USAID がバウカウにキャンドルナツツオイルの大型投資を行う予定があるなど、大型投資に対する環境配慮が懸念され、特に廃棄物・廃液等についての規制の義務規定がない、などが問題点としてあげられる。詳細は下記のとおり。

〈外国投資法〉

- ・ 定 義：輸出最優先志向事業—生産物ないしサービスの少なくとも 85% を輸出する経済的活動になされた外国投資。
- ・ 最低投資額：最低投資額は 10 万ドル。
- ・ 税制上インセンティブ：外資の資本参加している事業体は、経済活動の最初の 5 年間は、所得税対象利益に対し、東ティモール人労働者 1 人当たり 300 ドルのタックス・クレジットを与えられる。
- ・ 関税上のインセンティブ：資機材、工場、ホテルないし経済的インフラ建造に必要な建設資材、製品製造用の原材料、半製品、その事業に必要な部品や予備部品の輸入関税の免除。
- ・ 地代上のインセンティブ：国家の保有する土地を借地する場合、借地料は免除される。
- ・ 認 可：認可許可申請者が本法規の規定する条件を満足させ、かつ投資案件が国家開発計画の目的に合致していれば与えられる。
- ・ 外国投資促進政府機関：政府は、特別法により外国投資促進と登記のための、又輸出を促進のための政府機関を設立する。
- ・ 外国投資家の義務：ティモール人労働者を雇い、職業訓練を施し、管理能力を身につけさ

せる。

東ティモールにおいて、アグリビジネスはプライベートセクターで市場経済に任せるべきとの意向がある。しかし、現在海外投資が行われているのはコーヒー、ココナッツ、キャンドルナッツなどであり、投資法整備前に行った投資にはこの適用は及ばない。ただし、投資法で便益が得られると考える企業は、申請をすることによって適用を受けることはできる。また、現在の外国投資法においての外国投資家の義務規定として、第7章第22条Cにおいて「作業所の環境保護、衛生、安全を守る規則、手順の実施」というのがあるが、廃棄物・廃液等についての規制の義務規定がない。環境法との関連で明記しておくべきと思われる。特に大型の海外投資による工場設置の際に環境に対する配慮は重要である。

〈植物検疫制度〉

植物検疫法は、MAFFの管轄となり法整備はあるものの、設備の不備や職員能力の問題があり、実効性がないのが現状である。海外への輸出の場合、輸出先当該国での植物検疫法が適用されるので、それに合わせた輸出基準をつくる必要がある。また、輸出先当該国で不適切な規制等がある場合、修正を依頼する必要もある。例えば、日本の植物検疫法では東ティモールに関しての輸入規制として、果物及びコメの輸入はできない。基準がインドネシアと同等になっていると考えられる。将来的に規制理由である害虫等の根絶に成功した場合、インドネシアと異なる対応を求める必要がある。

2-4 他ドナー、NGOのアグリビジネス実施状況

(1) 世界銀行

世界銀行は、開発環境省と連携し、小規模企業育成支援を目的とした Business Development Center (BDC) を全国に5つ設置している。また、世界銀行は農業復旧プロジェクトフェーズ2 (Agricultural Rehabilitation Project : ARP II) のなかで農業省産業作物局内にアグリビジネス・ユニットを2004年12月に結成した。農村生産者機構 (Rural Producer Organizations : RPO) や農業サービスセンター (Agriculture Service Centers : ASCs) を支援することを目的としている。

(2) USAID

USAID は、東ティモール政府と連携する形を取らず、独自に産業開発を実施している。Catholic Relief Services、ハワイ大学、ハワイにある民間会社 Oils of Aloha などと共同研究を実施する計画があり、アグリビジネスにおける民間セクター改革 (Bolstering Agriculture and Sustainable Agribusiness/Private Sector Reform : BASAR) によりアグリビジネスを促進しようという動きがある。2005年7月以降に実施予定の BASAR では、年間800tのキャンドルナッツオイル工場をバウカウに建設する計画も含まれている。

(3) GTZ

GTZはバウカウでキャンドルナッツ・プロジェクトを行い、インドネシアに輸出している。また、ビケケではエキストラバージンココナッツオイル・プロジェクトを行っており、オース

トラリアのダーウィンに輸出している。GTZ は MAFF と緊密にコンタクトを取りながらプロジェクトを行っているということであるが、GTZ の行ったこのココナッツオイル・プロジェクトで、ビケケにある ASC のココナッツ集荷が滞り、休眠状態にあることが分かった。各ドナーや NGO の情報が MAFF に集約していれば、調整できていた可能性がある。

日本の NGO の現地での活動については、付属資料「5. NGO 活動一覧表」を参照。PWJ や PARC などの NGO は、マーケットのことも考慮したうえで、コーヒー生産者の収入向上プロジェクトを行っている。両者ともフェアトレードで流通面を確保しているので持続性がある。他の NGO のなかには流通・販売のことを考えていないため、持続性が問題となっているものもある。

パイロットプロジェクトを導入する際、農民グループや加工グループの形成や運営が問題となる。既に農民グループの形成に成功した NGO に委託することで、プロジェクト実施を容易にすることができると考えられる。また、OISCA のように農業技術移転を行っている NGO と協力を行えば、卒業生のなかから農民グループのキーパーソンとなるような人材を確保することが可能と思われる。

プロジェクト実施時は、NGO に対して短期専門家などでプロジェクトの実効性を高めることができる。パイロットプロジェクト終了後、そのプロジェクトが地域に定着するためには運営管理が重要である。MAFF の人材の限界があるなか、アフターケアのできる NGO との協力も重要だと思われる。

第3章 開発調査「農村物市場評価調査」に係る要請内容の検討

3-1 他ドナーによる関連調査の現状

既にUSAIDや他のドナー等がコーヒー、ココナッツ、キャンドルナッツ、バニラ、シイタケなどの主要な換金作物の国内外の市場調査、及び主要穀類（コメ、トウモロコシ、キャッサバ）の国内の市場調査を行っており、概括的な調査を行う必要性はないと思われる。また、USAIDが2005年7月以降、包括的な農作物の市場調査を実施予定である。むしろ、それぞれの地域の特産物を調査し、それらの国内流通や加工の可能性、また加工品の輸出の可能性を探ることが必要と思われる。また、他のドナーとの重複を避けるために、事前にできるだけ、他ドナーの既に行っている調査やプロジェクトの確認をする必要がある。

3-2 パイロットプロジェクト事業案及び候補地の分析

現地調査を行った結果、農産物の味の点では日本の農産物とさほど変わらないか、作物によっては勝るものもあった（詳細は付属資料「6. 農産物糖度比較表」参照）。しかし、外観（形・大きさ）の点では大きく劣る。収量に関しては肥料無使用の状態であることと、農業技術の低さやインプットに対するモチベーションの低さから著しく低いものと考えられる。商業化するためにはこれらの問題を解決する必要がある。

アグリビジネスとして商品化できる作物はそれぞれ地域によって異なる。むしろ地域ごとに特産物となる作物を作っていくことで地域の活性化できる可能性がある。パイロットプロジェクトを行うに際しては、目的を絞り（国内需要か輸出用か）、ニーズの大きな作物に特化する必要がある（詳細は巻頭地図、及び付属資料「7. プロジェクト事業案及び候補地の検討」参照）。

3-3 開発調査実施上の問題点と留意事項

USAIDやGTZにより、既に国内外の市場調査が行われていることから、既に要請のあった開発調査案件におけるJICAの協力については、政策提言の部分について規模を縮小したうえで、2006年度要望調査案件として検討することが適当と考える。ただし、次のような留意点を含めて検討したい。

- (1) 開発調査に先んじて個別専門家を派遣することが適当と考え、活動内容としては主に次の内容などを含むことが想定される
 - 1) 開発調査で行うべき調査内容の絞り込み
 - 2) アグリビジネスに係るセミナーを実施し、関係者のアグリビジネス戦略に対する理解の促進
 - 3) 適地適作の選定を含む、パイロットプロジェクトの立ち上げ支援
 - 4) 適性作物と栽培方法の検討
 - 5) 加工法の導入と商品デザイン
 - 6) パイロットプロジェクト推進のための農民グループ及びキーパーソンの発掘
- (2) 開発調査は事業規模をかなり縮小した形（全体の事業規模が1億円以下程度）にする
- (3) 開発調査による政策提言については、既存のデータ収集・分析を踏まえたガイドラインを策定することを想定（ガイドラインの詳細については、図3-1を参照）する

その他、組織面、職員能力などにおける問題点は下記のとおり。

〈組織面での問題点〉

東ティモール政府は2005年7月1日より省庁再編に取り組んでおり、7月20日時点でまだ終了していない。同年7月8日、農林水産省（MAFF）内にアグリビジネス・ユニットから昇格したアグリビジネス・ディビジョンが設立された。スタッフは4人であり、実質的にはアグリビジネス・ユニットのメンバーが移行したに過ぎない。またMAFF全体での職員数が319名で、各県に配置されている職員数は10名不足である。地方でアグリビジネスを推進するためには、本庁との連携が欠かせないが、明らかな人員不足のため対応できる可能性が低い。

〈職員能力の問題点〉

アグリビジネス・ディビジョンのスタッフ自身もアグリビジネスに関する知識や経験を有するものがない。知識習得のため、スタッフのなかの1名を2005年7月15日から1年間オーストラリアに留学させている。アグリビジネスをMAFF先行で推進していくためには、まずこのディビジョンのキャパシティブUILDINGが必要である。MAFFには情報収集能力もなく、各ドナーやNGOなどが行っている各種の市場調査結果も十分には収集されていないのが現状である。現在EUのファンドで世界銀行がアグリビジネスアドバイザーをこのディビジョン内に派遣する予定（2005年2月より1年間の予定）であるが、資金援助が遅れており、リクルートはしたものの着任していない。本来はこのアドバイザーのTORとして、職員のキャパシティブUILDINGも含まれていた。また、収集した資料の分析もこのアドバイザーのTORである。現状のままでは資料の収集も分析も行われえない可能性がある。

〈資金面の問題点〉

MAFFの予算割当ては国家予算の2%にとどまっております、実質4億円規模である。職員給与などを除いた使用可能予算は約2分の1の2億円であり、単純計算すると各ディビジョン（全ディビジョン数20）の割り当ては年間1,000万円である。

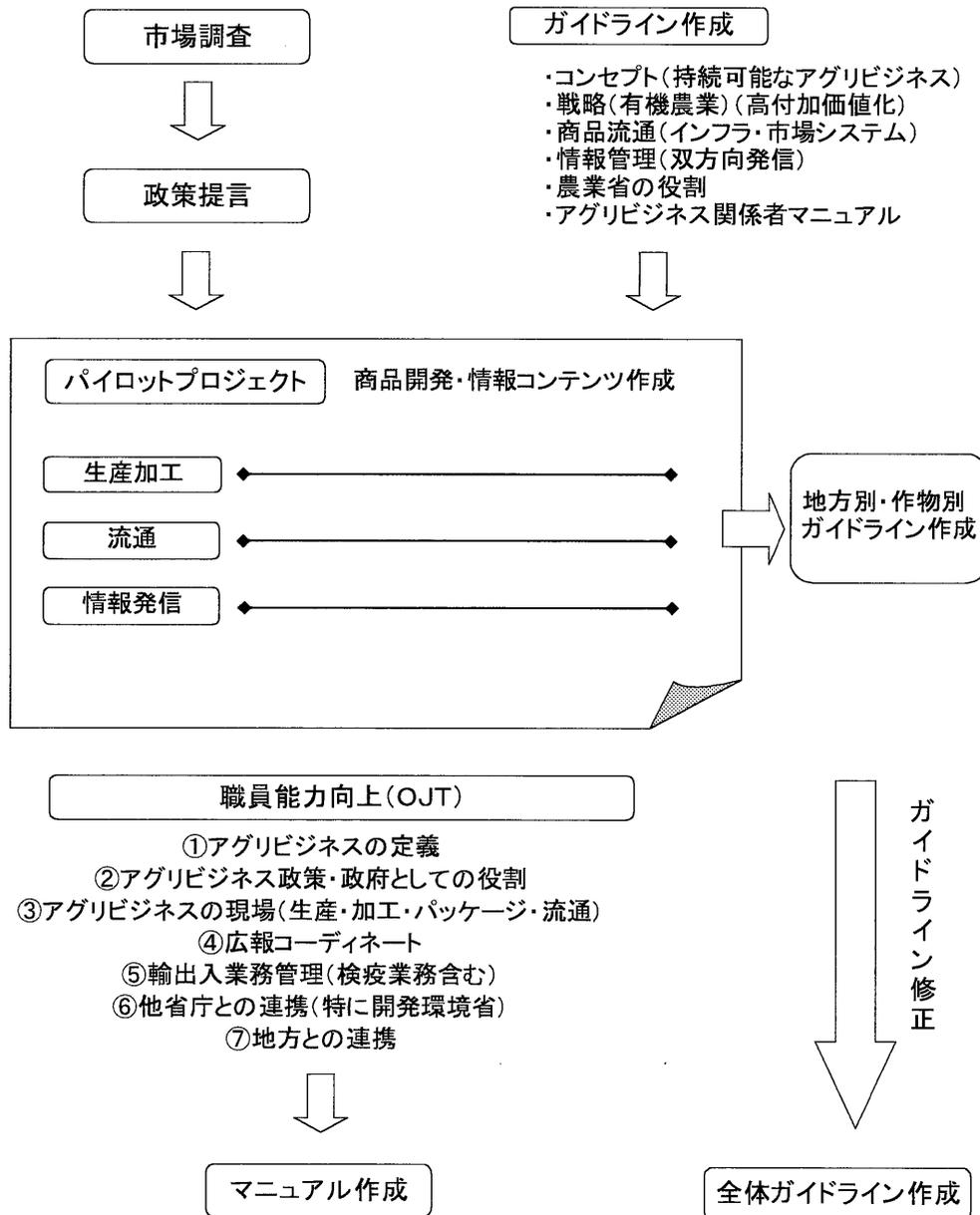


図 3-1 アグリビジネス・プロジェクト概念図

以上の問題点への対策として、次の点を含む強化支援策を下記のとおり検討した。

〈組織強化支援〉

職員数の絶対数を増やすことはできない。地方でのアグリビジネス振興のためには、地方自治体との連携を強め、農業サービスセンター（ASC）や農民グループへの情報提供や各種セミナーを開催することで実施能力を強化する必要がある。

〈職員能力強化支援〉

MAFFの要望として職員能力強化があがっているが、現時点では大学院留学や大学での単位取得といった研修より、アグリビジネスに関する基礎研修をアグリビジネスアドバイザーによ

る On the Job Training (OJT) として開始するのが有効であると思われる。次のステップとして必要と思われる分野での研修を国内に講師を招いて研修、あるいは国外で研修することが望ましい。スタッフ数が限られていることもあり、研修によって人員数が欠けることのほうがアグリビジネス推進の障害となると考えられる。アグリビジネスの情報の収集においても、JICA のコンサルタント利用による市場調査・分析などによって対応できる可能性がある。また、専門家の現地業務費による対応も考えられる。

第4章 アグリビジネスアドバイザー専門家派遣の検討

既述のとおり、東ティモール側の実施能力・経験の低さを補うため、アグリビジネスアドバイザーを派遣し、要望調査内容の全体の協力計画・事業を取りまとめるとともに、農業省職員の能力強化を図る必要がある。今後の協力を検討するにあたり、図4-1を作成した。また、個別専門家要請内容を策定したが、主な内容は以下のとおり。

4-1 アグリビジネス将来計画に関する協力全体像

東ティモールにおけるアグリビジネスについて、ガイドライン策定、輸出振興、国内市場活性化を含めた全体像における、JICAの協力の役割を明確化することを目的とした協力全体像の図は図4-1のとおり。ここでは、JICAは1)サブセクター分析により適地適作の検討、2)パイロットプロジェクトの実施などを通じて、ガイドラインを2年間かけて実施することが表れている。開発調査による全体ガイドライン策定の段階での評価をしっかりと行い、その次の段階として輸出振興、及び国内市場活性化を実施していくうえでの協力内容を検討していくこととする。

4-2 個別専門家要請内容案について

調査内容を踏まえた、個別専門家の目標、成果、主な活動内容などは以下のとおり。

<目 標>

東ティモールのアグリビジネスに関し、適地適作の方策が決定し、パイロットプロジェクトを通して国内及び国外輸出産品が選定される。

<成 果>

- (1) 適地適作の選定が行われる
- (2) 適性作物と栽培方法が決定される
- (3) 適性作物の加工法が定着し、商品デザインが数種類導入される
- (4) パイロットプロジェクトを通して、農民グループの形成が促進される

<活 動>

- (1) アグリビジネスの既存情報収集
- (2) ポテンシャルのある作物と生産地に関するパイロットプロジェクトの準備を行う
- (3) 適性作物と栽培方法の検討
- (4) 加工法の導入と商品デザイン
- (5) パイロットプロジェクト推進のための農民グループ及びキーパーソンの発掘
- (6) 開発調査の実施期間中は、個別専門家はパイロットプロジェクトに関連する情報をコンサルタントに提供する（コンサルタントは本情報を利用しつつ成果品を作成する）

<その他>

開発調査終了後は、そのフォローを個別専門家のTORに含めて協力を行う。

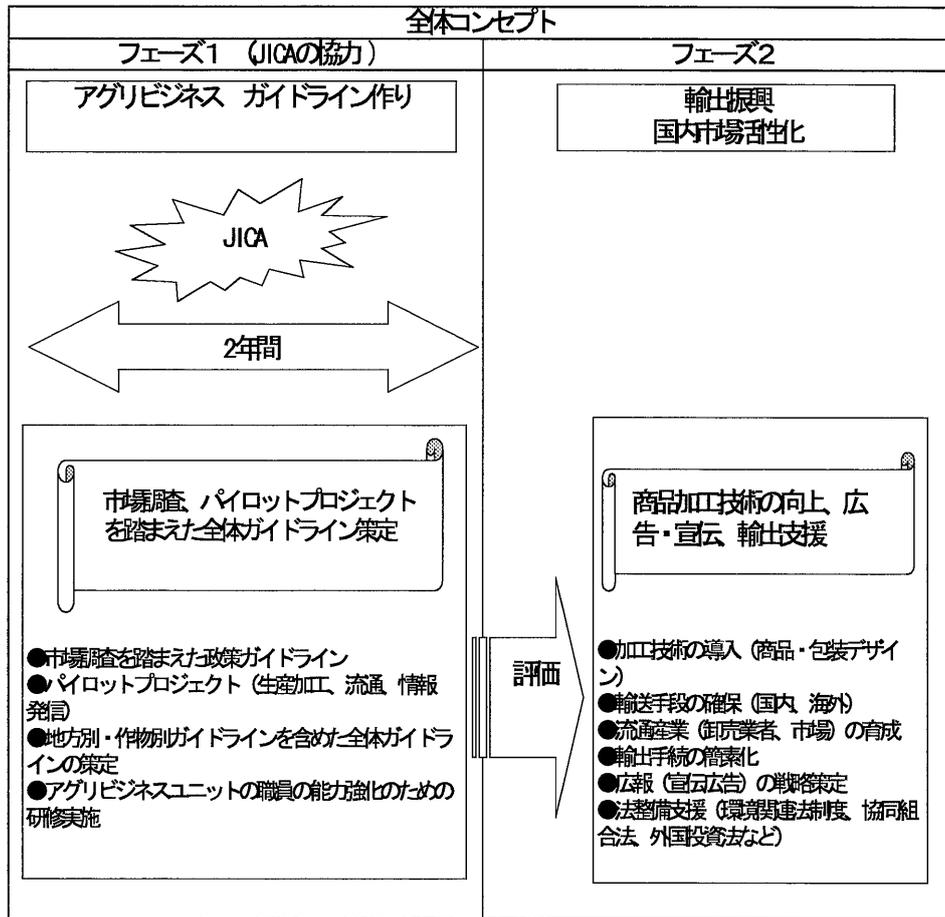


図 4 - 1 アグリビジネス将来計画に関する協力全体像

付 属 資 料

1. 調査行程表
2. 面談者リスト
3. 外国投資法（外資法）
4. 国内投資法（内資法）
5. NGO 活動一覧表
6. 農産物糖度比較表
7. プロジェクト事業案及び候補地の検討

1. 調査行程表

月日	曜日	時間	業務内容	調査対象・訪問地	同行者	宿泊先
6月21日	火	12:05	空港到着			
		14:00	JICATLミーティング		三浦、木村	
		15:00	MoPF表敬訪問	Mr. Jose Abilio	木村	
		16:00	MAFF表敬訪問	Mr. Cesar JC	木村	
6月22日	水	10:00-12:00	プロジェクトプランの合同プレゼンテーションMAFF, MDE, SSC1, SSLS		上條、木村、ジョゼ	ディリ
		14:00	日本大使館表敬訪問		上條、木村	
		15:00	世界銀行訪問			
6月23日	木	9:00	GARE International訪問			ディリ
		10:30	USAID訪問			
		14:30	ARPⅢアドヴァイザー訪問	MR. John Steel		
		16:00	BDCディレクター来訪			
6月24日	金	9:00	SSC1訪問			ディリ
		10:00	MDE訪問	副大臣		
		14:30	MAFFアグリビジネスユニットと会合			
		16:00	JICATL中間報告			
6月25日	土	8:00-9:00	ディリ-リキシャ		上條、三浦、木村、ジョゼ	ディリ
		9:00-11:00	DISCA訪問			
6月26日	日		レポート作成			ディリ
6月27日	月	8:00-10:00	ディリ-グレノ		ジョゼ	PWJ
		11:00-13:00	グレノ-レテフォホ		ジョゼ	
		13:00-17:00	PWJプロジェクトサイト訪問	中島氏、山本氏	ジョゼ	
		19:00-23:00	PWJミーティング	中島氏、山本氏	ジョゼ	
6月28日	火	8:00-12:00	レテフォホ-ボボナロ		ジョゼ	ディリ
		14:00-16:00	ボボナローマリアナ		ジョゼ	
		16:00-17:00	ASC of Bobonaro		ジョゼ	
		17:00-18:00	BDC of Maliana	Mr. Paul Borifacio	ジョゼ	
		18:00-21:00	マリアナーディリ		ジョゼ	
6月29日	水	8:00-10:30	ディリ-マナトゥト		木村、三浦、Cipriana	パウカウ
		12:00-15:00	マナトゥト-パウカウ			
		15:00-16:30	GTZ事務所・キャンドルナッツ集荷所訪問			
		16:30-17:00	LAHO訪問			
6月30日	木	8:00-12:00	パウカウ-ラガー-ラウテム-ロスパロス		木村、Cipriana	コム
		13:00-13:30	MAFFロスパロス事務所訪問			
		14:00-14:45	AFMET訪問	浦本京子氏、東川由薫氏		
		15:00-15:15	GTZ/MAFF合同事務所訪問	倉庫・機材見学		
		15:15-18:00	イララ湖メハラ・バイナップル			
7月1日	金	8:30-12:00	ロスパロス-パウカウ		木村、Cipriana	GTZビケケ
		13:00-16:00	オス-ロイノフ-ビケケ	MAFF+GTZ養魚場		
		16:00-17:00	ビケケココナッツオイル工場			
7月2日	土	8:00-9:00	ビケケ-ブイカレン	市場見学		ディリ
		10:00-17:30	ブイカレン-ウマボコ-ラクロバル-ディリ			
7月3日	日		レポート作成			ディリ
7月4日	月	8:00-12:00	ディリ-マウベシ		木村	マウベシ
		13:00-17:00	PARCプロジェクトサイト訪問	伊藤淳子氏、鈴木聖子氏		
		19:00-22:00	PARCミーティング	鈴木聖子氏		
7月5日	火	8:00-11:00	マウベシ-サメ			ディリ
		11:30-12:30	修道会薬草園・市場訪問			
		13:30-17:30	サメ-マウベシ-アイレウ-ディリ	アイレウ市場訪問		
7月6日	水	9:00-10:00	大統領府	畑氏	木村	ディリ
7月7日	木	9:00	MoPFへ報告		木村、ジョゼ	
		10:00	SSC1へ報告		木村、ジョゼ	
		15:30	JICATLへ報告			
		16:00	日本大使館表敬訪問		木村	
7月8日	金	8:30-10:00	MAFF大臣への報告		上條、木村、ジョゼ	機中泊
		11:30	空港へ		木村	

調査期間：飯田団員6/21-6/25、永田団員6/21-7/8

2. 面談者リスト

相手先	部署名	役職名	氏名
財務計画省 (MoPF)	計画・外部支援管理部	次長	ジョゼ・アビリオ
	外部支援管理部	アドバイザー	渡辺 健
農林水産省 (MAFF)		大臣	エスタニスラウ・ダ・シルバ
		事務次官	セサール・ジョゼ・ダ・クルス
	アグリビジネス局		シプリアナ・ソアレス
	第三期農業復興プロジェクト (ARPⅢ)	プロジェクト管理アドバイザー	ジョン・スティール
開発環境省 (MDE)		副大臣	アベル・ダ・コスタ・シメネス
大統領府		財務経済アドバイザー	畑 宏幸
商業産業庁 (SSCI)	産業局	局長	マヌエル・マリア・アルベス
	中小産業開発		ジョルジョ・ワイギ
ビジネス開発センター (BDC)		中央マネジャー・副プロジェクト・マネジャー	エディオ・ダ・コスタ
	マリアナ・センター		パウロ・プリフ・アジオ
農業サービスセンター	マリアナ・センター	マネジャー	ビートル・ピレス
日本大使館		二等書記官	野澤 佳奈子
世界銀行		社会開発専門家	ルイ・マヌエル・ハンジャン
USAID		シニア経済開発アドバイザー	ステファン・パンス
GTZ		パウカウ所長	ジョゼ・エンリケ
	アグリビジネス民間セクター	食糧安全保障プログラムアドバイザー	イダ・バグス・ジュリ
ケア・インターナショナル			ジル・ウンバック
オイスカ・東ティモール			ミランドリンド・ガッターズ
ピース・ウィンズ・ジャパン			中島 純
			山本 有起
アジア太平洋資料センター			伊藤 淳子
			鈴木 聖子
東ティモール医療友の会			浦本 京子
			東川 由薫
LAHO		代表	アルミンフォ・シルバ
ココナッツ・オイル工場		代表	ビクトリオ

財務計画省 MoPF: Ministry of Planning and Finance

農林水産省 MAFF: Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

開発環境省 MDE: Ministry of Development and Environment

商業産業庁 SSCI: Secretary of State, Commerce and Industry

ビジネス開発センター BDC: Business Development Center

農業サービスセンター ASC: Agriculture Service Center

USAID: The US Agency for International Development

GTZ: (Deutsche) Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit

=Development Agency owned by the German government

オイスカ OISCA: The Organization for Industrial, Spiritual and Cultural Advancement

ピースウィンズジャパン PWJ: Peace Wind Japan

アジア太平洋資料センター PARC: Pacific Asia Resource Center

東ティモール医療友の会 AFMET

LAHO: Loron Aban Hahu Ohin

3. 外国投資法（外資法）

2005年5月12日

外国投資法（外資法）

国家開発計画（PND）で策定された、経済成長と民間部門発展を目指した政策は、雇用創出と貧困削減のための基本的原動力となるものである。

東ティモールは独立と言う歴史的な過程に伴う巨大な挑戦に直面している。インフラの大半だけでなく、最も重要な人的資源も失い、富と雇用の創出の原動力となる民間の経済活動を促進させる技術的・専門的能力もドラスティックに減らされた。

国の経済活動の成果を高めるに必要な政治的条件を整えることが国家の責務である。経済部門、企業部門の再興や失業低減に不可欠な外国資本投資を促進させ、技術援助、国民の職業訓練、産業発展、生産性増大、経済インフラの再興、ひいては国民生活の質の向上をもたらす等のメリットを獲得する事が出来る。

当国に外国投資をひきつけ且つ優遇する法的枠組みを作ることが急務である。その目的とするところは当国の天然資源、人的資源の有効利用であり、雇用の創出を目指し、東ティモールの経済的・社会的発展に貢献しようとするものである。

本法律は一連の保障とインセンティブを外国投資家のために取り極めたものである。先行する多くの国々、特に東南アジア諸国の法制を参考にするものである。

本法律は、個人であれ、企業であれ、又外国に離散していた東ティモール市民からのものであれ、国家経済の建設や国民の生活水準の向上に役立つ、主として資本、貯蓄、知識、技術をもたらしてくれる外国投資を促進し保障する役割を果たすことを目的としている。

このため、外国投資家の権利と義務と外国投資が累積的效果を発揮することが出来るよう、行政面並びに本法律を実施する体制を整える必要がある。

かくして国会は共和国憲法第 92 条第一項に基づき下記条項が法律に値するものとして発令するものである。

第一章 総則

第一条 目的

本法律は、東ティモールにおける外国投資に対する法的枠組みの基礎となるものである。

第二条 適用範囲

1. 本法律は東ティモールで、個人であれ、団体であれ、外国人及び非居者によりなされた外国投資に適用されるものである。

2. 本法律は、ガス・石油の探鉱、試掘、生産や、天然資源の開発分野でなされた外国投資には適用されない。両者とも個別の法律に規制される。

第三条 定義

定義は以下とする。

A) 経済活動—その性格の如何に問わず、当国でなされる物資の製造、ないし流通、或いはサービスの提供。

B) 外国投資証明書—所轄機関の外国投資家に対して発行した証明書

C) 事業—経済活動への外国投資

D) 輸出最優先志向事業—生産物乃至サービスの少なくとも 85%を輸出する経済的活動になされた外国投資。

E) 経済インフラ—経済活動に影響を与える機器、建造物を含む全てのストラクチャー—

F) 外国投資家—個人、団体、東ティモール国民の非居住者を含む

G) 外国投資—外国投資家の勘定とリスクでなされる、外国からの金融資産乃至金融化可能な資産による直接投資

H) 外国再投資—外国投資の経済的活動から得られた配当金乃至利益を、同一事業に行う投資

I) 所轄大臣—外国投資分野を監督する大臣

J) 非居住国民—外国に 5 年以上継続的に住んだ東ティモール人

K) 東ティモール人労働者—東ティモール国籍を持ち、本採用となり、全時間を提供する労働者。

L) 企業体—東ティモールの有効法規に基づいて設立された会社、乃至法人

第四条 国際協定

本法律の規定により与えられた権利、保証、インセンティブは東ティモールがメンバーとなっている国際協定、条約の取り決めを制限したり、それにとって替わるものではない。

第五条 既存の外国投資家との協定

本法律が有効になる以前になされた政府と外国投資家との協定はそのまま有効である。

第二章 外国投資

第六条 外国投資の構成要素

外国投資は下記のものから構成される。金銭で換算され得る、単独でまたは累積的に事業に投下されるものである。

- A) 自由に交換可能な、外国人や非居住国民により、外国から直接送金された通貨、また東ティモールに設立された金融機関に貯蓄された通貨
- B) 外資により輸入された物資、サービス、権利
- C) 外国投資より生じ、再投資された配当金
- D) 譲渡された特許権、トレードマーク

第七条 外国投資の形態

外国投資の形態は以下の通り

- A) 当該法規に基づく新規事業の設立
- B) 既存事業の買収
- C) 既存事業への資本参加、ないし増資による参加
- D) 経済活動を行うに必要な、既存の事業体、不動産、資機材の占有、利用契約
- E) リース等による資機材の譲渡、ないし外国投資家が所有権を持つ資機材のメンテナンス
- F) 外国投資家が直接取り決めた貸付、外国投資家に分与されなかった配当金の再投資に対する貸付

第八条 外国投資可能分野

1. 禁じられた分野、国家乃至国内投資家の独占分野以外の如何なるセクターにも外国投資は可能。
2. 政府は補足立法で下記を規定する。
 - A) 禁止分野
 - B) 国家独占分野
 - C) 外資法で取り決めたインセンティブ、特典から取り除かれた分野
 - D) 承認条件、外国投資にからまる諸手続き その他関連事項。
3. 国家独占分野でも、特別律法で取り極める条件で、外国投資の対象となりうる。

第九条 外国投資の最低投資額

権利、保証、インセンティブ、特典を享受する最低融資額は 10 万ドル。

第三章 原則、権利、保証

第十条 内国投資と均等な待遇

外国投資家と内国投資家の待遇は同じものとする。

第十一条 私的所有権

1. 国家は、私的所有権、具体的に、事業体の資産を構成する財産及び権利は国有化されないことを保証する。
2. 前項の財産及び権利が国有化された場合には、外国投資家に対し正当且つ迅速な補償をする。
3. 前項の補償額は政府と投資家が合意することにより決定される。同意されぬ場合は本法律の第二十三条に取り決めた仲裁によるものとする。
4. 前項の補償金の外国送金は、その企業体における外国投資の占める割合に応じて自由になせる。

第十二条 対外送金

東ティモールでなされた外国投資の結果生じた利益の対外送金の権利は、国家に対する法的義務を履行すれば外国投資家に対し保障される。

第十三条 外国人労働者

1. 外国資本参加した企業体は外国人労働者を当該法規の規定内で雇用すること可能。
2. 前項の外国人労働者は働いて得た報酬を外国送金する権利を持つ。
3. 前項の規定は、5年間以上外国に住んでいた東ティモール人労働者にも適用される。

第四章 インセンティブ、特典

第十四条 税制上インセンティブ

1. 外資の資本参加している事業体は、経済活動の最初の5年間は、所得税対象利益に対し、東ティモール人労働者一人当たり300ドルのタックス・クレジットを与えられる。
2. 外資が資本参加している事業体が下記地域に所在する場合：
 - A) オエクシ地区、アタウロ地区以外の農村地区の場合、タックス・クレジット期間7年
 - B) オエクシ、アタウロ地区の場合10年間
3. 第三者が優先的に利用可能なインフラに投下された外国投資の場合、
 - A) 上記1項の場合10年間
 - B) 上記2項Aの場合12年間
 - C) 上記2項Bの場合15年間
4. 輸出再優先志向企業、タックス・クレジットは下記の期間となる。
 - A) 1項7年間

B) 2項A9年間

C) 2項B12年間

5. 3・4項のタックス・クレジットは加算されない。

6. 再投資の場合、上記期間再投資された配当金に対しては全ての税金は免除される。

7. タックス・クレジットは、基本条件が変更されない限り、前項の期間は取り消し不能

8. 上記期間中、権利を履行しない場合、権利は無効となる。

第十五条 関税上のインセンティブ

1. 外国資本参加事業体は下記の関税上のインセンティブを享受できる。

A) 資機材、工場、ホテルないし経済的インフラ建造に必要な建設資材、製品製造用の原材料、半製品、その事業に必要な部品や予備部品の輸入関税の免除

B) 公共電力の供給が無い場合の自家発電用の燃料輸入に対する関税免除

2. 関税の免税期間は前項の1-4項に従う。

第十六条 関税免除の上限

税関事務費は免除の対象とならない。

第十七条 不動産賃貸料の免除

外国資本参加の企業体は農村にある国の不動産の賃貸契約にある賃貸料は第十四条の2-4項に取り決めた期間は免除される。

第五章 特別条件

第十八条 投資の特別協定

1. 政府は外国投資家と国家開発の戦略上、その投資の規模、性格から、また経済、社会、環境の面からのインパクトを考慮し、投資の特別協定を結び、本法規に無い特別待遇、特別条件を取り決めることが出来る

2. 前項の特別協定は閣議の決定で承認される。特別協定を結ぶことを正当化する特別条件と特別法規を公表するものとする。

第六章 認可、登記、外国投資促進政府機関

第十九条 外国投資の認可

1. 本法規に従った当国での外国投資は、本法規で規定する政府の所轄機関の認可を必要とする。

2. 前項規定の認可は、認可申請者が本法規の規定する条件を満足させ、且つ投資案件が国家開発計画の目的に合致していれば、与えられる。

第二十条 外国投資の登記

1. 前項の規定により、申請が許可されると、本法規の規定するところにより、外国投資は所轄期間に登記される。

2. 前項の規定する登記は現行商法の規定する企業体の商業登記とは別個のものである。

第二十一条 外国投資促進政府機関

政府は特別法により外国投資促進と登記のための、又輸出を促進のための政府機関を設立する。主たる任務は、外国投資と輸出を促進し、コーディネートし、便宜を図り、足跡を見守り、且つ外国投資の申請書の認可に必要な行政措置の中心的役割を行う。

第七章 義務

第二十二条 外国投資家の義務

外国投資家は下記の義務を負う。

A) 東ティモール民主共和国の法律を遵守する。

B) ティモール人労働者を雇い、職業訓練を行い、管理能力を身に付けさせる。

C) 本法規に従い、作業所の環境保護、衛生、安全を守る規則、手順を実施する。

D) 外国送金は法規に従って行う。

E) 外国投資に関する情報及びデータを、外国投資及び輸出促進機関に、所定の取り極め通り定期的に提供する。

第七章 争い事の解決

第二十三条 和解と調停

1. 本法規及び付帯法規の解釈及び適用に関し、政府と外国投資家に生じた相違は、東ティモール民主共和国が加盟している国際協定や、東ティモールと外国投資家間で合意された合意事項で別の取り極めがなされない場合、東ティモールの法規に従い問題解決を行うものとする。

2. 前項に規定する方法で、解決しない時は、両者が反対しない限り、C I R D I の国際協定に従い、調停により解決するものとする。

3. 前項の規定は、両者が合意すれば、東ティモール民主共和国の法廷に控訴する権利を損なうものではない。

第九章 経過措置、最終措置

第二十四条 外国投資法案以前の外国投資について

1. 本法案が実施される以前になされた外国投資は、外国投資家の必要条件を満足していれば、又投資金額が5万ドルを超えていれば、本法規の規定する特典を享受可能とする。
2. 前項の規定を適用するためには、関係者は、本法が有効になってから180日以内に、当局に申請しなければならない。
3. 第1項の規定については、第四章のインセンティブ、特典は訴求して適用されない。

第二十五条 補足法規

政府は本法規施行のために必要な補足法規を本法規実施後90日以内に制定する。

第二十六条 本法規の部分的失効

本法規の規定する特別法は、法の規定するところが異なる場合には、本法規に優先する。

第二十七条 法の施行

本法は公布後15日以内に有効となる。

4. 国内投資法（内資法）

2005年5月12日

国内投資法（内資法）

国民の生活の質の向上に不可欠な富の算出と、雇用の創出のための決定的なファクターとして民間投資を促進且つ奨励し、国家の経済開発を推進するに必要な政策を策定することが国家の義務である。

東ティモールの経済的骨組みの最速の発展に寄与する民間投資を支える法的枠組みを作ることが重要である。

この点から、本法律は、国家開発計画に記されている、経済成長と民間セクターの育成方針にのっとり、内国投資家に一連の保証とインセンティブを制定するものである。

本法律は民間投資を刺激する重要な役割をなすものであり、同時に貧困の削減と、国民の福祉を考慮して持続的な経済成長を具体化するものである。

政府は共和国憲法第92条1項に基づき、以下の法律を制定する。

第一章 総則

第一条 目的

本法律は、東ティモールにおける民間国内投資に対する法的枠組みの基礎となるものである。

第二条 適用範囲

本法律は東ティモールで、個人であれ、団体であれ、東ティモール人のよりなされた国内投資に適用されるものである。

第三条 定義

本法律の定義は以下の通りである。

- A) 経済活動—その性格の如何を問わず、当国でなされる物質の製造、ないし流通、或いはサービスの提供。
- B) 国内投資証明書—所轄期間の国内投資家に対して発行した証明書。
- C) 事業—経済的活動への民間国内投資。
- D) 輸出最優先志向事業—生産物乃至サービスの少なくとも85%を輸出する経済的活動になされた国内投資。

- E) 経済インフラー経済活動に影響を与える機器、建造物を含む全てのストラクチャー
- F) 国内投資家ー個人、団体で国内投資家証明書を保持しているもの
- G) 国内投資ー国内投資家の勘定とリスクでなされる、国内の金融資産乃至金融化可能な資産による直接投資。
- H) 国内再投資ー国内投資の経済活動から得られた配当金乃至利益を、同一事業に行う投資。
- I) 所轄大臣ー民間国内投資分野を監督する大臣
- J) 東ティモール人労働者ー東ティモール人国籍を持ち、本採用となり、全時間を提供する労働者。
- K) 企業体ー東ティモールの有効法規に基づいて設立された会社、乃至法人。

第二章 国内投資

第四条 国内投資の構成要素

国内投資は次のものから構成される。金銭で換算され得る、単独でまたは累積的に事業に投下されるものである。

- A) 通貨
- B) 東ティモールに既存の物質、サービス、権利
- C) 国内投資により生じ、再投資された配当金
- D) 東ティモール国内の特許権や商標（トレードマーク）で譲渡されたもの

第五条 国内投資の形態

国内投資の形態は以下の通り

- A) 当該法規に基づく新規事業の設立
- B) 既存事業の買収
- C) 既存事業への資本参加、ないし増資による参加
- D) 経済活動を行うに必要な、既存の事業体、不動産、資機材の占有、利用契約
- E) リース等による資機材の譲渡、ないし国内投資家が所有権を持つ資機材のメンテナンス
- F) 国内投資家が直接取り決めた貸付、国内投資家分与されなかった配当金の再投資に対する貸付

第六条 国内投資の可能分野

1. 禁じられた分野、国家の独占分野以外の如何なるセクターにも国内投資は可能。
2. 政府は補足律法で以下を規定する。

- A) 禁止分野
 - B) 国家独占分野
 - C) 内資法で取り決めたインセンティブ、特典から取り除かれた分野
 - D) 承認条件、国内投資にからまる諸手続き そのほか関連事項
3. 国家独占分野でも、特別律法で取り極める条件で、国内投資の対象となりうる。

第七条 国内投資の最低投資額

権利、保証、インセンティブ、特典を享受する最低投資額は 5,000 ドルとする。

第三章 原則、権利、保証

第八条 外国投資と同一待遇

国内投資家と国外投資家の待遇は同じものとする。

第九条 私的所有権

1. 国家は私的所有権、具体的に、事業体の資産を構成する財産及び権利は国有化されないことを保証する。
2. 前項の財産及び権利が国有化された場合には、国内投資家に対し正当且つ迅速な補償をする。
3. 前項の補償額は政府と投資家の合意により決定される。合意が得られぬ場合は、東ティモールの法規に従い、調停または法廷における裁判により決定される。

第十条 外国人労働者

1. 国内資本参加した企業体は外国人労働者を当該法規の規定内で雇用することが可能。
2. 前項の外国人労働者は働いて得た報酬を国外送金する権利を持つ。

第四章 インセンティブ、特典

第十一条 税制上インセンティブ

1. 内資の資本参加している事業体は、経済活動の最初の 5 年間は、所得税対象利益に対し、東ティモール人労働者一人当たり 300 ドルのタックス・クレジットを与えられる。
2. 内資が資本参加している事業体下記地域に所在する場合：
 - A) オエクシ地区、アタウロ地区以外の農村地区の場合、タックス・クレジット期間 7 年

B) オエクシ、アタウロ地区の場合 10 年間

3. 第三者が優先的に利用可能なインフラに投下された国内投資の場合、

A) 上記 1 項の場合 10 年間

B) 上記 2 項の場合 12 年間

C) 上記 3 項の場合 15 年間

4. 輸出再優先志向企業のタックス・クレジットは下記の期間となる。

A) 1. の 1 項の場合 7 年間

B) 1. の 2 項の場合 9 年間

C) 1. の 3 項の場合 12 年間

5. 3. 4. のタックス・クレジットは加算されない。

6. 再投資の場合、上記期間再投資された配当金に対しては全ての税金は免税される。

7. タックス・クレジットは、基本条件が変更されない限り、前項の期間は取り消し不能である。

8. 上記期間中、権利を履行しない場合、権利は無効となる。

第十二条 関税上のインセンティブ

1. 国内資本参加事業体は下記の関税上のインセンティブを享受できる。

A) 資機材、工場、ホテルないし経済的インフラ建造に必要な建設資材、製品製造用の原材料、半製品、その事業に必要な部品や予備品の輸入関税の免除

B) 公共電力の供給が無い場合の自家発電用の燃料輸入に対する関税免除。

2. 関税の免税期間は前項の 1-4 項に従う。

第十三条 関税上のインセンティブに対する上限

関税事務費は免除の対象にならない。

第十四条 不動産賃貸料の免除

国内資本参加した企業体は農村にある国の不動産の賃貸契約にある賃貸料は第十一条の 2-4 項に取り決めた期間は免除される。

第五章 特別条件

第十五条 投資特別協定

1. 政府は国内投資家と国家開発の戦略上、その投資の規模、性格から、また経済、社会、環境の側面からのインパクトを考慮し、投資の特別協定を結び、本法規に無い特別待遇、特別条件を取り決めることが出来る。

2. 前項の特別協定は閣議の決定で承認される。特別協定を結ぶことを正当化する特別条件と特別法規を公表するものとする。

第六章 認可、登記、投資促進のための政府機関

第十六条 国内投資の認可

1. 本法規に従った、当国での国内投資は、本法規で規定する政府の所轄機関の認可を必要とする。

2. 前項規定の認可は、認可申請者が本法規の規定する条件を満足させ、且つ投資案件が国家開発計画の目的に合致していれば、与えられる。

第十七条 国内投資の登記

1. 前項の規定により、申請が許可されると、本法規の規定するところにより、国内投資は所轄機関に登記される。

2. 前項の規定する登記は現行商法の規定する事業体の商業登記とは別個のものである。

第十八条 投資促進のための政府機関

政府は特別法により国内投資促進と登記のための政府機関を設立する。主たる任務は、国内投資を促進し、コーディネートし、便宜を図り、足跡を見守り、且つ国内投資の申請書の認可に必要な行政措置の中心的役割を行う。

第七章 義務

第十九条 国内投資家の義務

国内投資家は下記の義務を負う。

- A) 東ティモール共和国の法律を遵守する。
- B) ティモール人労働者を雇い、職業訓練を施し、管理能力を身に付けさせる。
- C) 本法規に従い、作業所の環境保護、衛生、安全を守る規則、手順を実施する。
- D) 国内投資に関する情報及びデータを、国内投資促進機関に、所定の取り極め通り定期的に供給する。

第八章 争い事の解決

第二十条 和解と調停

1. 本法規及び付帯法規の解釈及び適用に関し、政府と国内投資家間に生じた相違は、東

ティモールと国内投資家間で合意された合意事項で別の取り極めがなされない場合は、東ティモールの法規に従い問題解決を行うものとする。

2. 前項の規定は、両者が合意すれば、東ティモール共和国の法廷に控訴する権利を損なうものでない。

第九章 経過措置、最終措置

第二十一条 国内投資法以前の投資の取り扱いについて

1. 本法規が実施される以前になされた国内投資は、国内投資家の必要条件を満足していれば、本法規の規定する特典を享受可能とする。

2. 前項の規定を適用するためには、関係者は、本法が有効になってから 180 日以内に、当局に申請しなければならない。

3. 第 1 項の規定については、第四章のインセンティブ、特典は遡及して適用されない。

第二十二条 補足法規

政府は本法規施行のために必要な補足法規を本法規実施後 90 日以内に制定する。

第二十三条 特別法規の優先

本法規の規定する特別法は、法の規定するところが異なる場合には、本法規に優先する。

第二十四条 発効

本法は公布後 15 日以内に有効となる。

5. NGO 活動一覧表

Questionare: NGOs

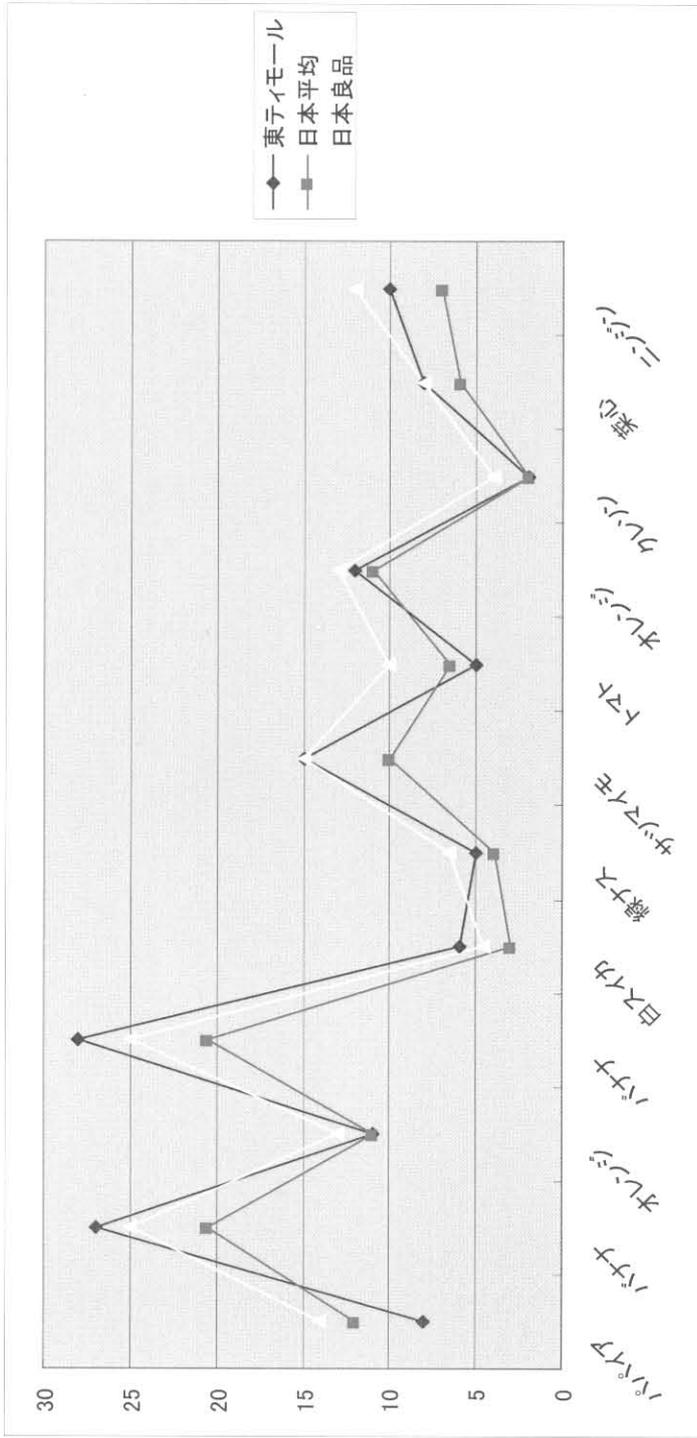
取得済み情報	LAHO (Loron Aban Hahu Ohin)	OISCA Timor Leste	PWJ	PARC	AFMET
	農業技術指導及び養蚕事業指導。2500人の農民の生活向上。AUSAIDの支援により現在51人の農民を雇用し、プロジェクトを行っている。	農業技術研修センター(人材育成)、野菜栽培技術(21種類)、果実栽培技術(8種類)、稲林、畜産(牛・豚・鶏)、肥料作り(APELILとの協力体制)等指導。土壌PHはほぼ中性。適正技術の定着は3ヶ月でいい。共同生活が規律正しさを身につけさせる。ペナランはむしろ、上意下達のシステムになれているので扱いやすい。研修生が一番やりたいのは養蚕。販売先はホテルやレストラン。	コーヒー有機栽培指導・加工指導。換金作物導人。竹などの有効利用。自給用農作物栽培技術指導。市場情報提供。会計管理能力の向上。金丸氏はトラジャで研修を受けている。キーコーヒーの栽培者に調査を依頼(HiM)。プロジェクト終了後もハイヤーとして関わりを持つ。農業生産とリソースマネージメントをリンクさせた活動を続ける予定。生徳学者・人類学者による科察調査(社会的インパクト調査)。ソナハ、ハーブなどの可能性がある。ハン用小麦を栽培したい。紫色のジャガイモのようなヤマイモのムカゴが味がいい。	コーヒー有機栽培指導・加工技術指導。YAYASAN HAKと連携。AIJによる技術指導。挿し木、剪定、シェードツリーの間引き、コーヒーチェリーでの堆肥作りでコーヒー畑の改良を行う。AIJと合同で市場開拓も行っている。	
事業実施前の問題点	センターとして使われている建物はかつて、インドネシア軍のバラジュー部隊の基地として使われていた。地元民によると、実質上監獄として使われていたという。ほとんどの農民たちは主としてビーナッツ、キャッサバ、トウモロコシを作っているが収入が少ない。現在収入が月55ドルだが、将来的には月200~250ドルまで向上させることが出来る。	農民が肥料の有効性を理解していない。勤働でない。カトリックの行事が優先され、計画が立てにくいくい。流通経路が未整備。	MOBA(アメリカの協同組合)は自前の搾乳工場を持っているため、レッドチェリーの状態で買うため、不利。コーヒーの樹種はアラブスター(アラビカとロブスターの交雑種)が中心。樹齢30年以上の樹は「台切り」3~5年後には収穫可能。シェードツリーはポルトガルが持ち込んだが養蚕が中心。農民は自給用食料も購入。土壌が酸性でやせている。作物自給のインセンティブが低い。	民兵の帰還に関して、和牌プロセスにおいてHAKの協力を求める。農民からは野菜作りや養魚池の活用が要望が出ている。コーヒーチェリーで売るのが加工までして売るとどちらが好ましいか分からない。女性の地位向上のための識字教育も行う。	
1. 組織					
1.1 所在地	バウカウ	リキシャ県	ティリ及びレテフォホ	ティリおよびマウベシ	ティリおよびロスパロス
1.2 代表	Father Pat Mac Anally	Mirandolino A. Gutierrez	中島純	伊藤淳子	近藤周(コーディネーター)
1.3 スタッフ数	オーストラリアスタッフ3人、現地スタッフ3人 Director: Amindo da Silva, General Manager-Louise Higgins	11人	ティリ 11人、レテフォホ 7人(6人長期、1人短期)		
	現在莫ティモール大学の学生3人をインドネシアに養蚕の技術研修のため派遣中。		国際スタッフ2人(中島純、山本有起)	国際スタッフ2人(伊藤淳子、鈴木聖子)	浦本京子(看護師)、東川由薫(看護師)

	LAHO (Loron Aban Hahu Ohin)	OLSCA Timor Leste	PWJ	PARC	AFWET
2. 実施事業内容	養蚕・果樹・野菜	農業・畜産・植林	コーヒー豆加工（バーチメント）、生産者組合形成、コーヒー以外の農業普及	コーヒー豆加工（バーチメント）、生産者組合形成、生産者の意思を尊重する	保健衛生・医療
2. 1 実施方針	フェアトレード	社会的人道主義	生産者（受益者）の視点に立つ	生産者の意思を尊重する	コミュニティに根ざした医療協力
2. 2 実施済み事業	養蚕・天然染料開発・タイス（機織）・農業・農産加工	1. 農業訓練（若者・農民向け） 2. 環境（マングローブを含む植林）	緊急支援：住宅資材配布（リキジャ県およびエルメラ県）	「東ティモール市民連和プロジェクト（PPRP）」において他団体と共同で物資輸送を行う。	1999年11月からラウテム県で医療及び予防教育活動。ラウテム県には5つの保健所とラウテム県の6か村・29集落で活動している。
	蚕をインドネシアバンドンから導入。桑も現地産・インドネシア産・タイ産を導入。伝統的なモチーフの復元と新しいデザインを導入。天然染料はチークの若葉（黄色・茶色）、カイガラムシ（アロマフルーツ）（赤）、桑の実（紫）		復興期：収入向上（コーヒー脱肉機・脱穀機の導入、機織造、車修理、レンガ造り） （デティ・リキジャ県）2002年からエルメラ県レテファオホ郡にてフェアトレードを通じたコーヒー生産者支援。	2000年リキジャ県の学校修繕。2001年にリキジャ県に家具作りのトレーニングセンターを開設。2001年からアイナロ県マウタートレーナーセンターで生産者支援。現在オタルトレーナーセンターにも選手（JICA車の根拠パートナー事業）	2000年2月から「ラウテム県における公衆衛生及び医療事業」(JICA開業社支援事業)。コミュニティヘルスワーカーの育成。医療アクセス拡大のため、リファレンスセンターを運営（JICA車の根拠パートナー事業）。現在保健省の要請により、ラウテム県を対象に活動範囲を拡大。
2. 3 実施対象	現地農民（特に女性）	若者・農民・ベテラン（元兵士）	レテファオホ郡コーヒー生産者組合	マウベシ郡コーヒー生産者組合	ラウテム県ロスパロス・ラウテム準県住民
2. 4 成果	天然染料を使ったタイスが生産される。現在はロスパロスや空港で販売。金相を使ったマーマレードを作っている。	自立	組合の設立・スペースシャルティコーヒーの運営	組合の設立・スペースシャルティコーヒーフェアトレード	公衆衛生改善。マラリアの削減。レブラ患者の発見と治療。コミュニティヘルスワーカーの育成。農民の収入向上。
2. 5 限界及び問題点	養蚕技術の導入と資金が必要。現在は着料を見ながら養蚕を行っているので、蚕を殖やす技術とか、蚕の病害虫とかの対応が出来ていない。機織の技術を教えるのに最初は本舗から、次に絹をやる。	1. キャパシティビルディング や他の機構との協力体制	教育レベルの低さが問題。計算は子供に確認してもらった。そのため、ネットワークがなかった。そのため、メンタリティーの点では、依存心が強く、自立心がない。工夫が足りない。管理者が監視していないと質が低下する。	村落内の対立が問題。農民の意思を尊重するため時間がかかる。しかし、農民の納得感の上でなければいけないしと考える。コーヒーの加工のため、1キロほど水運を引いたがたがたで使ってしまう農民がいる。	環境的に蚊が多く、患者の80%がマラリア。次が気管支炎など上気道炎。3位が皮膚炎。現在、軽度の病気の治療のために薬草の購入を考えている。また皮膚炎改善のため薬用石鹸を作っている。これはコミュニティヘルスワーカーの収入向上のためでもある。
2. 6 今後の課題	天然染料の色を増やすことが課題。現在はオーストラリアまで輸出していないが将来的には輸出できるくらい生産を行いたい。また素材も木綿・絹だけでなく、麻も挑戦したい。養蚕でも中心となるセンターを作り、農民の研修が出来るようにしたい。また海外からのエコツアーの受け入れも行いたい。	食品加工などの技術導入の必要性（特に女性を対象とした）	中央政府から離れているため、農民に誤った情報が伝わってくる。正しい情報を提供してもらい必要がある。一つ一つのポイントを、ステップ・バイ・ステップでクリアしていききたい。できるだけ、一人一人のキャパシティビルディングをやっていききたい。	まだコーヒー豆の選別がうまくいかない。農民に重量の計測や計算を任せているが計算能力が低い。	現在、薬草はティリリにいるシスターから手に入れている。まだ十分に養効・栽培法を学べていない。石鹸製造も手探りの段階である。今後はアロエ石鹸なども手がけてみたい。
3. JICAとの協力	なし	1. JICA研修生評価情報提供 2. JICAの支援による日本での農業研修 3. 情報提供と提案	2006年3月まで車の根拠技術協力がある。	2006年3月まで車の根拠技術協力	2000年2月からJICA開発福祉支援事業

<p>回答</p>	<p>LAHO (Lorlon Aban Hahu Ohin)</p>	<p>01SCA Timor Leste 回答なし。01SCA側からの質問として、 1.日本からあるいは第三国からのポラン ティア派遣の要請のチャレンスはあるか 2.01SCAの活動に対するJICAのビジョンは どのようなものか 3.特 にアグリビジネスの分野で01SCAとJICAの 協力によるプロジェクトの可能性はあるの か</p>	<p>PMU この地域は標高1400mでロブスター一種はな い。アラビカ種が多いが堀口氏によると、 モカ種も混ざっているという。品種の特定 はブラジルでもちややんとした機関がなく、 難しいという。野菜の生産は、農民にとっ て新しい作物であり、新しい技術の習得が 必要であり、普及の努力をしているもの立 広がらない。簡単にまねてできる技術の確立 し、農民の嗜好にあっていないため、可能性 があると考えられる。コーヒー生産者に研 修会を行って広めていくつもり。マネージ メントに関してはない。次の3年間に子供た ちに家計簿をつける方法を指導したいと考 えている。割り算、引き算も指導したい。</p>	<p>PARC 2004年初めからシェードツリーの病害が出 始めた。シェードツリーの多様化が必要で ある。その延長線上としてポルトガルミツ ションが、アグロフォアレストリーを推進す っている。トレーニングの強を配布している。 また配布した苗を活用しているかのモニタ リングも行っている。PARCでも2004年11月。目 的は現在主流のモクマオウはシェードツ リーとしては線が細く、密植して植えずぎ ているため、代わりになる樹種として、果 樹を植えるようと考えている。ポルトガル ミツションではシナモン、アボガド、ライ 子、ジャックフルーツなどを推奨してい る。そのほか柑橘類も推奨しているが、農 民の中にはコーヒーに異がつかなくると 信じていて、抵抗があるものもある。一 方、柑橘類だけを植えたというものもあ る。そのほかのマメ科の樹種としてマドレ カカオ、ラムトロ、アカシアコスタ、レコ メテシオンなどがある。そのほかマホガニ とも薦められている。現在試験栽培を行っ ているところである。</p>	<p>AFMET 菓草の葉効が確認できない。資材の調達 難しい。苛性ソーダは入手が困難だし、非 常に高価である。ティモールのシステムが 複雑というか頻りに変更がある。活動をす るにもものを取り寄せる。葉効はあるもの がかかるとか。葉効が薄いような気がす る。村長 と言っても全て伝わらない。カテキスタと か色々な種類のリーターが存在し大変であ る。</p>
<p>コメント</p>	<p>この地域ではエコツア一の中心となってい る。野菜類は有機農法で作っている。果物 の種類も柑橘類を中心に多い。染色材料と して胃がないので藍の導入が必要だろう。 繊維物のタイスを作るアイディアはいいが、 藍の確保をしていない。また、マレー ングが十分に作られていない。また、マ ンでも強力なものがない。</p>	<p>01SCA Timor Lesteを訪問したのは6月25日 だったが、代表が不在ということではイン テビューがあまり出来なかった。英訳したア ンケートを渡したが現時点でまだ回答を得 ていない。卒業生リクエストは7月18日に入 手。農場を視察したが、日本の農業技術 を守っていくという姿勢が与えられた。し かし、栽培はうまくいっているとはいへ ない。そのひとつには日本の種子や栽培法に こだわっているため、熱帯特有の地熱があ るが、それに対する配慮があまりない 点である。また、種子の保存も冷 蔵庫に入れないため、劣化は早い 点である。肥料は牛糞と野菜残渣など と思われ、肥効は低く、野菜の生育に 支障を及ぼしている。また、野菜の 収穫は早いが、それなりの効果を出して いる。また、ハチマシの効率は高かった と思う。野菜の生産の可能性が考 えられる。すでにシモングラスやミカ ンを利用してお茶を自家消費レベルで作 っているという。</p>	<p>PMU この地域は標高1400mでロブスター一種はな い。アラビカ種が多いが堀口氏によると、 モカ種も混ざっているという。品種の特定 はブラジルでもちややんとした機関がなく、 難しいという。野菜の生産は、農民にとっ て新しい作物であり、新しい技術の習得が 必要であり、普及の努力をしているもの立 広がらない。簡単にまねてできる技術の確立 し、農民の嗜好にあっていないため、可能性 があると考えられる。コーヒー生産者に研 修会を行って広めていくつもり。マネージ メントに関してはない。次の3年間に子供た ちに家計簿をつける方法を指導したいと考 えている。割り算、引き算も指導したい。</p>	<p>PARC 2004年初めからシェードツリーの病害が出 始めた。シェードツリーの多様化が必要で ある。その延長線上としてポルトガルミツ ションが、アグロフォアレストリーを推進す っている。トレーニングの強を配布している。 また配布した苗を活用しているかのモニタ リングも行っている。PARCでも2004年11月。目 的は現在主流のモクマオウはシェードツ リーとしては線が細く、密植して植えずぎ ているため、代わりになる樹種として、果 樹を植えるようと考えている。ポルトガル ミツションではシナモン、アボガド、ライ 子、ジャックフルーツなどを推奨してい る。そのほか柑橘類も推奨しているが、農 民の中にはコーヒーに異がつかなくると 信じていて、抵抗があるものもある。一 方、柑橘類だけを植えたというものもあ る。そのほかのマメ科の樹種としてマドレ カカオ、ラムトロ、アカシアコスタ、レコ メテシオンなどがある。そのほかマホガニ とも薦められている。現在試験栽培を行っ ているところである。</p>	<p>AFMET 菓草の葉効が確認できない。資材の調達 難しい。苛性ソーダは入手が困難だし、非 常に高価である。ティモールのシステムが 複雑というか頻りに変更がある。活動をす るにもものを取り寄せる。葉効はあるもの がかかるとか。葉効が薄いような気がす る。村長 と言っても全て伝わらない。カテキスタと か色々な種類のリーターが存在し大変であ る。</p>

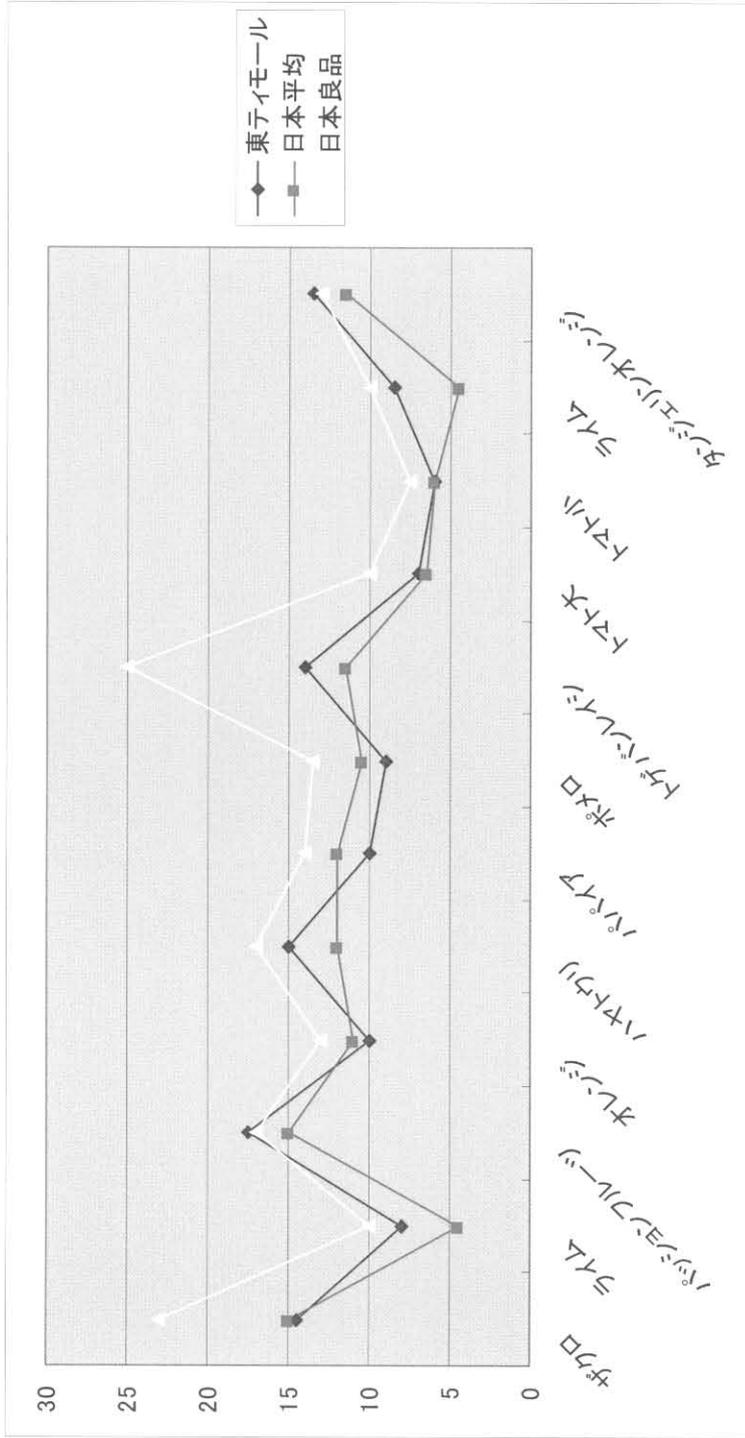
6. 農産物糖度比較表

農産物糖度比較表 1



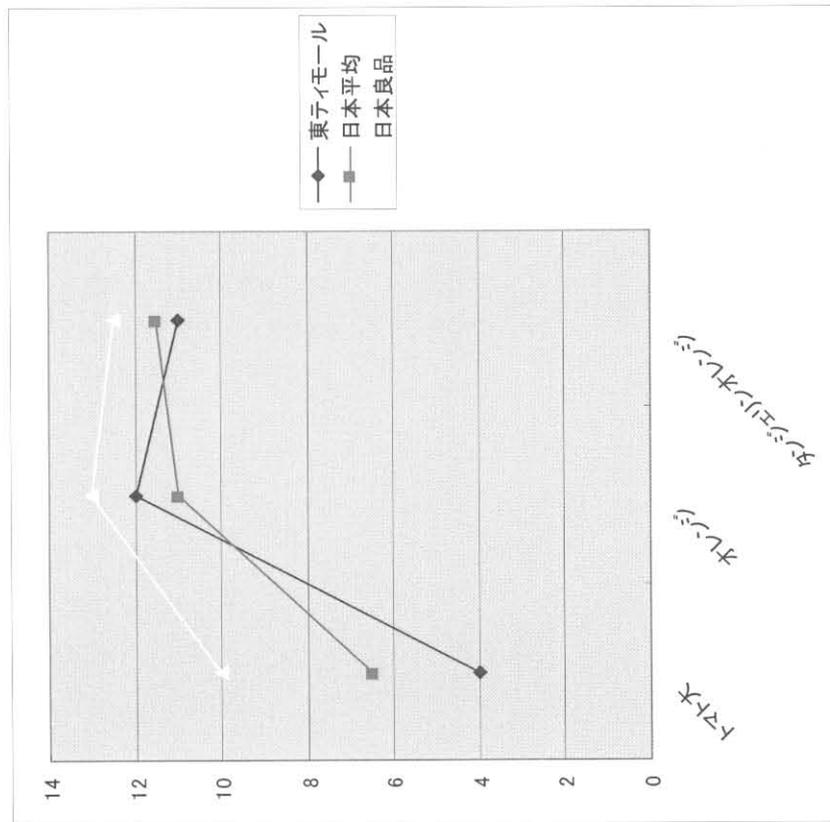
- 6/25 リキシャ OISCA のパパイア・バナナ
- 6/27 トコルリック オレンジ・バナナ
- 6/27 グレノ 白スカ・緑ナス・サツマイモ
- 6/28 アッサベ トマト・オレンジ・クレソン・菜心・ニンジン

農産物糖度比較表 2



- 6/29 マナトウト ザクロ・ライム
- 6/29 デイリ パッションフルーツ
- 6/29 バウカウ ハヤトウリ・パパイヤ
- 6/29 デイリ ポメロ・トゲバンレイシ (サワーサップ)
- 6/30 ロスパロス トマト大・トマト小・ライム・タンジエリンオレンジ

農産物糖度比較表 3



7/1オス トマト大・オレンジ・タンジエリンオレンジ